

那覇市公報

第 1 6 3 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会総務課）…………… 1773

◇規 則◇

○那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則（人事課）……… 1774

○那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（文化財課）…………… 1775

◇告 示◇

○平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）… 1777

○新たに設定される街区について（市街地整備課）…………… 1778

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1780

○平成 27 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について（管財課）…………… 1780

○那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）…………… 1782

○那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）…………… 1785

○那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）（管財課）…………… 1789

○那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施につい

て（長期継続契約）（管財課）	1792
----------------------	------

◇消防局訓令◇

○那覇市火災調査規程の全部を改正する訓令	1795
----------------------------	------

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1828
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	1829
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について	1830
○那覇市流域関連公共下水道事業計画変更の公示について	1831

◇教育委員会規則◇

○那覇市就学援助規則の一部を改正する規則	1833
----------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について	1834
○選挙人名簿の縦覧場所について	1843
○在外選挙人名簿の縦覧場所について	1843
○農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	1844

条 例

那覇市条例第 1 号
平成27年 2 月 2 日
公 布 済

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条及び第31条第3項並びに消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項の規定に基づき、本市に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項並びに消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第2項の規定に基づき、本市に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第 2 号

平成27年 1 月 26 日

公 布 済

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和48年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、会計管理者、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び消防局次長をもって組織し、 <u>委員長は総務部長</u> をもって充てる。	(組織) 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条各号に <u>規定する</u> 部の長、会計管理者、総務部副部長、生涯学習部長、 <u>学校教育部長</u> 、上下水道部長及び消防局次長をもって組織し、 <u>委員長に総務部長</u> をもって充てる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 3 号

平成27年 2 月 3 日

公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館観覧料及び使用料の徴収等に関する規則(平成21年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観覧料の免除) 第4条 条例第11条の規定に基づき、観覧料の全部を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の幼稚園の幼児並びに学校の児童及び生徒が学習を目的として観覧する場合</u> (2)～(4) [略] (5) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している幼児及び少年並びにその引率者が観覧する場合</u> (6)～(7) [略] (8) <u>知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障害者と判定された者をいう。)</u>及びその引率者が観覧する場合 (9)～(11) [略] 2～3 [略]	(観覧料の免除) 第4条 条例第11条の<u>規定により観覧料</u>の全部を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) <u>本市内の小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が学習を目的として観覧する場合</u> (2)～(4) [略] (5) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通所している者及びその引率者が観覧する場合</u> (6)～(7) [略] (8) <u>知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更正相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)</u>及びその引率者が観覧する場合 (9)～(11) [略] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 442 号

平成 27 年 2 月 5 日

掲 示 済

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 27 年（2015 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成 27 年 2 月 16 日（月） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 452 号

平成 27 年 2 月 16 日

新たに設定される街区について

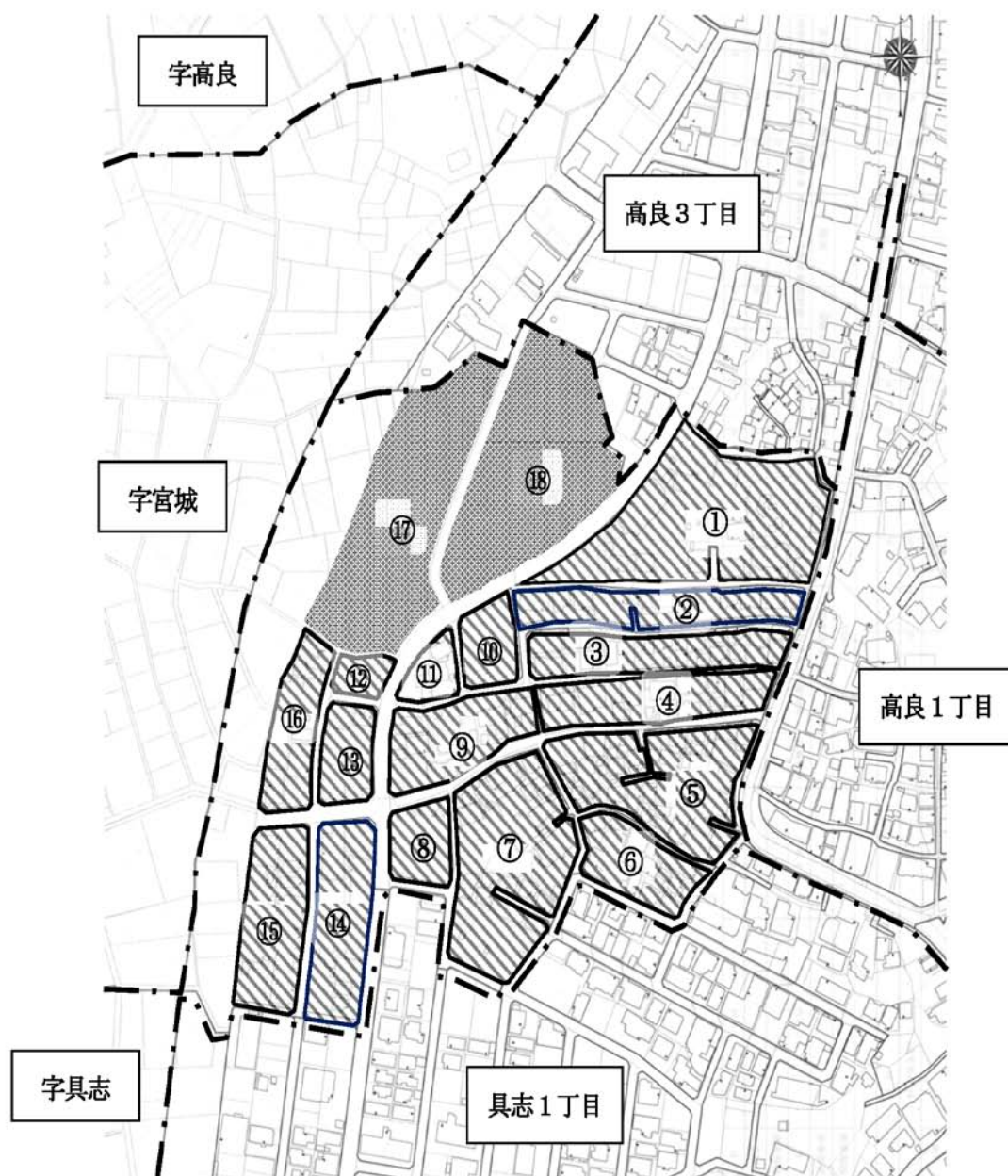
那覇市住居表示に関する条例（昭和 53 年条例第 26 号）第 2 条の規定に基づき、街区符号が新たに設定される区域及び期日を次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 実 施 区 域 那覇市宮城 1 丁目（別図 1 のとおり）
- 2 実 施 期 日 平成 27 年 2 月 16 日
- 3 街 区 符 号 宮城 1 丁目 17・18 街区（別図 1 のとおり）

別図1

宮城1丁目 新規街区設定図



凡例

既設街区		新規設定街区	
町字界			

公 告

那覇市公告第 460 号

平成 27 年 2 月 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 490 号

平成 27 年 2 月 16 日

平成 27 年度 那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名

① 学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）

- ② 学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）
- ③ ごみ処理業務委託（こどもみらい課分、こどもみらい課療育センター分、こども政策課分）
- ④ 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託
- ⑤ 那覇市学校給食センター（首里・真和志・小禄）ごみ処理業務委託
- ⑥ 那覇市教育委員会施設ごみ処理業務委託
- ⑦ 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務
- ⑧ 那覇市保健所ごみ処理業務委託
- ⑨ 那覇市市民文化部7施設ごみ収集業務委託契約

- (2) 履行場所 那覇市直営施設
- (3) 履行内容 各施設の仕様書による
- (4) 契約予定日 平成27年4月1日
- (5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

※本事業の予算については、平成27年度当初予算に計上している
ところですが、事業の執行については、予算成立が前提となるため、
内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第3条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結
することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）
第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を
締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約
の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、
当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約
を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
第7条第1項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許
可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年3月5日（木）
午後1時30分受付開始 午後2時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎1-1-1）10階 会議室1001
※本庁舎駐車場は有料となっております。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年3月25日（水）

午後 1 時 30 分受付開始 午後 2 時入札開始

（2）場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 2 研修室

※本庁舎駐車場は有料となっております。

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条に基づき免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際はなるべく公共交通機関をご利用下さい。

那覇市公告第 491 号

平成 27 年 2 月 16 日

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履 行 対 象 エスカレーター 4 基（型式:S1000TE-D）
- (4) 履 行 期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (6) 目的 本庁舎に設置しているエスカレーター 4 基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (7) 主な概要
 - ・技術員による月に 1 回の巡回点検整備
 - ・法定定期検査
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24 時間体制）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

- (12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3年以上ある者が3人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。
- (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間 平成 27 年 2 月 23 日（月）～平成 27 年 3 月 13 日（金）
9 時 00 分～16 時 00 分（12～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間 平成 27 年 2 月 26 日（木）～平成 27 年 3 月 4 日（水）
質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日 平成 27 年 3 月 12 日（木）
回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
日 時 平成 27 年 3 月 18 日（水）
13 時 30 分受付開始 13 時 40 分入札開始
場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市本庁舎 5 階会議室（501）
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 6 入札時提出書類
（1）入札書（市様式）
（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）
- 7 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除する。
- 8 契約保証金
契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。
- 9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
（1）入札資格審査申請書
（2）業務実績表（市様式）

- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 492 号

平成 27 年 2 月 16 日

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 履 行 対 象 エレベーター4基
- (4) 履 行 期 間 平成27年4月1日から平成29年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (6) 目的 本庁舎に設置しているエレベーター4基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (7) 主な概要
 - ・技術員による3ヶ月に1回の巡回点検整備
 - ・監視診断装置による毎月1回の点検、又は技術員による毎月1回の巡回点検
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24時間体制）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定

する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

- (12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が 3 年以上のある者が 3 人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 27 年 2 月 23 日（月）～平成 27 年 3 月 13 日（金）

9 時 00 分～16 時 00 分（12～13 時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 27 年 2 月 26 日（木）～平成 27 年 3 月 4 日（水）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成 27 年 3 月 12 日（木）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 27 年 3 月 18 日（水）

14 時 30 分受付開始 14 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 5 階会議室（501）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除する。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

-
- (1) 入札資格審査申請書
 - (2) 業務実績表（市様式）
 - (3) 商業登記簿
 - (4) 市税完納証明書
 - (5) 所在地確認資料
 - (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
 - (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
 - (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
 - (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
 - (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 493 号

平成 27 年 2 月 16 日

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履行対象 本庁舎消防設備等
- (4) 履行期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (6) 目的 那覇市役所本庁舎に設置してある消防用設備を常に良好な状態に維持し、万一の火災等発生時に備えるとともに、不具合の発生を未然に防止するため、定期点検及び故障対策を実施する。
- (7) 主な概要
 - ・ 消防法に基づく点検及び関係機関への報告
 - ・ 地下タンク及び埋設配管圧力検査業務
 - ・ 防災管理点検

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。

-
- (2) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2ヵ年度において、建築物における消防用設備の保守点検業務を元請として実施した実績があり、当該期間における年度平均の受注金額が50万円以上あること。
- (3) 従業員に次の資格を有する者がいること。
- ・消防設備士免状(甲種1～5類及び乙種6類)
 - ・第1種消防設備点検資格者免状
 - ・第2種消防設備点検資格者免状
 - ・防災管理点検資格者免状
 - ・危険物取扱者免状(乙種4類又は甲種)
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
- 配布期間 平成27年2月23日(月)～平成27年3月13日(金)
9時00分～16時00分(12時～13時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
- 質問期間 平成27年2月26日(木)～平成27年3月4日(水)
- 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- 回答日 平成27年3月12日(木)
-

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 27 年 3 月 18 日（水）

15 時 30 分受付開始 15 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階会議室（501）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除する

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）入札資格審査申請書

（2）業務実績表（市様式）

（3）商業登記簿

（4）市税完納証明書

（5）所在地確認資料

（6）労働保険（労災・雇用）加入証明書

（7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書

（8）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

（9）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

（10）その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問い合わせ

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理G

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 494 号

平成 27 年 2 月 16 日

那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施
について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託

(2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）

那覇市泉崎1丁目1番1号

(3) 履 行 対 象 空調機型式（EHP方式、GHP方式）

(4) 履 行 期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

(5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 目的 本庁舎に設置している空調設備を常に良好な状態に維持するとともに、故障を未然防止に図るために実施する。

(7) 主な概要

- ・保全技術員による年 1 回のシーズンイン点検（4 月）
- ・保全技術員による年 3 回のシーズンオン点検（5～10 月）
- ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 制服制度があること。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 27 年 2 月 23 日（月）～平成 27 年 3 月 13 日（金）

9 時 00 分～16 時 00 分（12～13 時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 27 年 2 月 26 日（木）～平成 27 年 3 月 4 日（水）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成 27 年 3 月 12 日（木）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 27 年 3 月 18 日（水）

16 時 30 分受付開始 16 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市本庁舎 5 階会議室（501）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除する。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）入札資格審査申請書

（2）業務実績表（市様式）

（3）商業登記簿

（4）市税完納証明書

（5）所在地確認資料

（6）労働保険（労災・雇用）加入証明書

（7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書

（8）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

（9）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

（10）その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

消防局訓令

那覇市消防局訓令第5号

平成26年11月14日

公 表 済

那覇市火災調査規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 玉城 則雄

那覇市火災調査規程

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第7章の規定に基づく火災の調査(以下「調査」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第2条 調査は、火災の原因及び損害を明らかにして、将来の火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（調査の種別）

第3条 調査の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原因調査 火災が発生した原因及び火災が拡大して損害を大きくした原因を究明すること。
- (2) 損害調査 火災及び消火のために受けた損害について調査すること。

第2節 火災等の基準

（定義）

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災とは、人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (2) 爆発とは、人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。
- (3) 爆発現象とは、化学的変化による燃焼の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガス及び熱を発生し、爆鳴、火災及び破壊作用を伴う現象をいう。

（火災の種別）

第5条 火災の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災
 - (2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災
 - (3) 車両火災 原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災
 - (4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災
 - (5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災
 - (6) その他の火災 前各号に掲げる火災以外の火災
- 2 前各号の火災が複合する場合の火災の種別は、焼き損害の大なるものの種別による。ただし、その態様により焼き損害の大なるものの種別によることが社会通念上適当でないと認められるときは、この限りではない。
- 3 前項の焼き損害額が同額又は算出されない場合は、火元の火災の種別による。

第3節 調査の体制

(調査の実施責任)

第6条 調査の実施責任者は、火災の発生した区域を管轄する消防署長(以下「署長」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防局長(以下「局長」という。)は、消防行政上特に必要があると認めるときは、自らの責任において調査を行うものとする。

(調査本部の設置)

第7条 局長は、消防行政上特に必要があると認める火災については、調査本部を設置して調査するものとする。

- 2 前項の規定による調査本部を設置した場合は、組織、編成等について必要な事項は、局長が別に定める。

(調査本部の解散)

第8条 局長は、前条の調査が完了したときは、調査本部を解散する。ただし、調査の状況により調査完了前であっても調査本部を解散することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により調査本部が解散したときは、署長が継続して調査を行わなければならない。

(調査員)

第9条 調査を行うため、消防局及び消防署に調査員を置くものとする。

- 2 調査員は、消防局にあつては予防課長が指定する者、消防署にあつては署長が指

定する者をもって充てるものとする。

- 3 前項の規定に係わらず、署長は必要があると認めるときは、調査員以外の者に命じて調査を行わせることができる。

（派遣要請等）

第10条 署長は、調査のため特に必要がある場合は、課長及び他の署長に対し、調査員の派遣並びに調査資器材の貸与を要請することができる。

- 2 前項の要請を受けた課長及び署長は、調査に協力しなければならない。

（派遣命令）

第11条 局長は、法第35条の3の2に基づく消防庁長官が行う火災の原因調査に協力する場合、その他特に必要があると認めた場合は、調査員及び調査員以外の消防職員の派遣を命じることができる。

（調査の引継ぎ）

第12条 署長は、第7条に該当する火災であっても、消防署の調査員に必要な調査を命じて、予防課調査員が火災現場（以下「現場」という。）に到着したときは、速やかに調査状況を引き継がなければならない。

（調査体制の確立と技術の向上）

第13条 署長及び課長は、常に調査に必要な資器材の整備を図り、調査に係る執行体制の確立を図るとともに、調査員の調査技術の向上を図るよう努めなければならない。

（調査員の心得）

第14条 調査員は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 調査員は、調査員相互の連携を図り、調査業務の進行が円滑になるように努めること。
- （2） 調査員は、調査に際し関係者の民事的紛争に関与しないように努めるとともに、個人の自由と権利を不当に侵害したり、調査上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- （3） 調査員は、関係のある場所に立ち入るときは、原則として関係者の立ち会いを得ること。
- （4） 警察機関その他調査に関する関係機関とは密接な連絡をとり相互に協力し

て調査を進めること。

第2章 原因調査

第1節 通則

（調査の原則）

第15条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観にとらわれることなく科学的な方法による確認と合理的な判断により、事実の立証に努めなければならない。

（調査の着手）

第16条 調査は、火災覚知と同時に着手し、火災時及び鎮火後にわたって行うものとする。

2 署長は、調査の実施にあたっては、出動体制の確立及び安全管理に努めなければならない。

第2節 調査の実行

（火災出動時の見分）

第17条 先着消防隊の長は、現場到着時の燃焼状況及びその推移、戸締りの状況並びに関係者の言動等火災原因究明に必要と認められる事項を観察見分し、現場指揮者及び調査員にこれらの状況を報告するものとし、必要に応じ資料を提供しなければならない。

2 前項の見分を行ったときは、把握した事項で火災原因の決定に必要と認められるものについて、火災出動時における見分調書（第1号様式）を作成しなければならない。

（情報の収集）

第18条 現場指揮者は、鎮火後の調査を円滑に行うため、次の各号に掲げる情報を収集して、調査員に申し送らなければならない。

- (1) 各消防隊の防御範囲及び進入状況（略図を作成すること）
- (2) 発見者の情報
- (3) 警察官からの情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な情報

第3節 現場保存

（消防活動中の現場保存）

第19条 現場指揮者は、出火場所及びその付近の消防活動にあたっては、細心の注

意を払うよう消防隊員に指示を行い、調査に支障のないよう原形の保存に努めなければならない。

- 2 現場指揮者は、鎮火に際して出火箇所と認められる部分及びその付近の物件を、残火整理のため移動し、又は原状を変更する場合は、写真を撮影し、又は配置図等を作成するなどの方法を講じるよう消防隊員に必要な指示を行い、調査に支障のないように処置しなければならない。

（消防活動後の現場保存）

第20条 現場指揮者及び調査員は、次の各号に定めるところにより火災鎮火後の現場を保存しなければならない。ただし、警察官等によって現場保存がなされているときは、この限りでない。

- (1) 現場保存区域は、警察官等と協議して決定する。
- (2) 現場保存区域は、必要最小限度の範囲とする。
- (3) 現場保存区域は、立ち入り禁止テープ及びロープその他の方法で表示する。
- (4) 現場保存区域には、調査に関係のある者以外は立ち入らせないこと。
- (5) 現場保存区域は、調査の進行に伴い順次縮小し、解除するものとする。

（焼死者等の取扱い）

第21条 調査員又は消防隊員は、現場において焼死者又はその他の死者を発見したときは、直ちに現場指揮者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた現場指揮者は、直ちに所轄の署長に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、現場保存に努めなければならない。なお、現場指揮者から報告を受けた署長は、速やかに局長へその旨を報告するものとする。

第4節 鎮火後の調査

（実況見分）

第22条 調査員は、火災現場の燃焼度合、建築物の各部分及び機器等の焼き状況を綿密詳細に見分しなければならない。

- 2 調査員は、前項の実況見分を行ったときは、実況見分調書(第2号様式)を作成し、火災調査書に添付しなければならない。ただし、火災の状況により署長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（図面及び写真）

第23条 調査員は、調査書類の作成にあたり火災原因の究明に必要と認めるときは、

図面作成及び写真撮影により、記録しなければならない。

第5節 質問

（質問）

第24条 調査員は、火災原因究明及び被害状況把握のため必要があるときは、火元責任者、火気取扱い者並びにその他関係者に対し、時機を失することなく質問を行い、正確な供述を得て事実の把握に努めなければならない。

2 警察官が放火又は失火の犯罪容疑で留置した被疑者に対して質問するときは、警察署長の承認を得て行い、捜査に支障がないように留意しなければならない。

3 調査員は、前2項に定める質問を行ったときは、原因判定に必要と認められるものについては、質問調書(第3号様式)を作成するものとする。

4 前項の質問調書を作成したときは、録取した内容を当該関係者に閲覧させ、又は読み聞かせるなどして、記載事項に誤りがないことを確認し、質問調書に署名又は押印を求めるものとする。

5 質問を行うにあたっては、場所及び時期などを考慮して被質問者の任意の供述を得るよう努めなければならない。なお、個人のプライバシーに関する事項の質問は、第三者が不在の場所で行うものとする。また、自己が期待し、又は希望する供述内容を相手に暗示するなどの方法により誘導してはならない。

6 質問に対する供述の内容が伝聞の場合で調査上必要と認めるときは、その事実を直接経験した者の供述を得るよう努めなければならない。

第6節 少年等に対する取扱い

（少年等に対する質問）

第25条 調査員は、少年(少年法(昭和23年法律第168号)第2条第1項に規定する少年をいう。以下同じ。)並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に定める身体障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に定める精神障害者(以下「少年等」という。))が関係する火災で、前条の質問を行い又は実況見分の質問を行う場合には、立会人をおいて行うものとする。ただし、立会人をおくことで、真実の供述が得られないと判断されるときは、この限りでない。

2 前項の質問を行う場合は、質問の趣旨を説明して、十分な理解を得るとともに少年等の心情に配慮しなければならない。

- 3 前条に基づいて作成される質問調書において、当該関係者が少年等の場合は、立会人に署名又は押印を求めるものとする（同条第1項ただし書に係る場合を除く。）。

（特例）

第26条 調査のため必要とされると認める場合又は当該少年等の年齢、心情及びその他諸般の事情を考慮して支障がないと認めるときは、他の法令に抵触しない限りにおいて、前条によらないことができる。

（氏名等の公表禁止）

第27条 少年等が関係する火災について、市民及び報道機関に発表するときは、氏名、年齢、住所及びその他本人が推知できるような情報を漏らしてはならない。

第7節 原因の判定

（原因の判定）

第28条 火災原因は、火災出動時における見分調書、実況見分調書、質問調書及びその他関係資料を総合的に検討し、科学的、かつ、合理的に考査して判定しなければならない。

- 2 調査員は、前項に定める火災原因を判定したときは、火災原因判定書（第4号様式）を作成するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、死者又は負傷者がなく、かつ、出火原因が不明でなく、製造物責任法（平成6年法律第85号）及び消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）との関連性がないと判断されるもので、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、略式火災原因判定書（第4号の2様式）を用いることができるものとする。

- （1）建物火災で火災報告上損害額が計上されないもの。
- （2）林野火災で火災報告上損害額が計上されないもの。
- （3）車両火災で火災報告上損害額が計上されないもの。
- （4）その他の火災で火災報告上損害額が計上されないもの。

（原因の判定区分）

第28条の2 前条第1項で定める火災原因の判定区分は、断定、判定、推定及び不明に区分し、その意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）断定 実況見分調書等の調査書類及び収集した資料を総合することにより、

疑う余地がなく具体的、かつ、科学的にその原因が判断できるものをいう。

(2) 判定 実況見分調書等の調査書類及び収集した資料のみでは具体的、かつ、科学的にその原因を判断することはできないが、当該資料を基礎資料として、専門的立場から合理的にその原因が判断できるものをいう。

(3) 推定 実況見分調書等の調査書類及び収集した資料によっては、その原因を直接判断することはできないが、当該資料を基礎資料として専門的立場から多少の推理を加えることにより、合理的にその原因を推測できるものをいう。

(4) 不明 実況見分調書等の調査書類及び収集した資料によっては、その原因を直接判断することができず、これに多少の推理を加えてもその原因を合理的に推測できないものをいう。

（鑑識又は鑑定への依頼）

第29条 署長は、原因の判定に関して特に必要があると認める場合は、収集した資料又は特定事象について、学識経験者等に鑑識又は鑑定の依頼を鑑識・鑑定依頼書(第5号様式)により行うものとする。

第3章 損害調査

（り災物件の調査）

第30条 調査員は、火災により焼損、破損、破壊、水損及び汚損した物等(以下「り災物件」という。)を調査し、正確な損害の把握に努めなければならない。

（り災届の提出）

第31条 署長は、調査のため必要があるときは、り災者その他関係者にり災届出書(第6号様式)の提出を求めるものとする。

（損害額の決定）

第32条 署長は、調査により把握したり災物件及びり災届出書を総合的に検討し、損害額を決定しなければならない。

2 前項の損害額は、り災した当時の時価とし、算出基準については火災報告取扱要領(平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通達)に基づき算定する。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

（死傷者の調査）

第33条 調査員は、火災に起因して死傷者が発生したときは、その状況を調査しな

ければならない。

第4章 調査資料

（資料の提出）

第34条 署長は、調査のため必要と認めるときは、関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し、若しくは輸入した者に対し資料の提出を求めることができる。

2 署長は、法第32条第1項又は法第34条第1項の規定により、資料の提出を命ずるときは、火災調査関係資料提出命令書(第7号様式)によるものとする。

（所有権の確認）

第35条 署長は、前条の規定により資料が提出されたときは、火災調査関係資料提出書(第8号様式)により所有権放棄の有無を確認しておかなければならない。

（資料の保管及び処分）

第36条 署長は、資料を保管する場合は、火災調査関係資料保管書(第9号様式)に必要な事項を記載し、調査が終了するまで保管しなければならない。

2 資料提出者が、前条に基づき資料の返還を求めたときは、調査終了後、火災調査関係資料引受書(第10号様式)により返還するものとする。

3 資料提出者が、前条に基づき資料の所有権を放棄したときは、調査終了後適宜処分するものとする。

第5章 調査書類の作成

（書類作成上の原則）

第37条 調査員は、調査に関する書類(以下「調査書類」という。)の作成にあたっては、その事実をありのまま明瞭に表現し、誇張を避け平易にして簡明に表現するように努めなければならない。

（火災調査書）

第38条 署長は、調査を終了したときは、火災調査書(第11号様式)を作成するものとする。

2 前項の規定による火災調査書に、次の各号に掲げる調査書類及び資料を添付するものとする。

（1）火災原因判定書

ア 鑑定書

イ その他原因判定上の参考書類

(2) 実況見分調書

ア 現場図面

イ 火災現場の写真

(3) 火災出動時における見分調書

(4) 質問調書

(5) り災届出書

3 火災の規模、被害程度が軽易なものについては、前項の規定にかかわらず調査書類及び資料の一部を省略することができる。

第6章 報告

(調査の速報)

第39条 調査員は、火災の状況についてその概況を局長及び署長に火災速報(第12号様式)により速報しなければならない。

(調査結果の報告)

第40条 調査員は、調査を完了したときは、速やかに火災調査書及び作成に関連した書類、その他必要な書類を添えて署長の決裁後、局長に報告しなければならない。

第7章 り災の証明

(り災証明書等の交付)

第41条 署長は、火災のり災者その他の関係者からり災証明交付申請書(第13号様式)及びその他証明交付申請書(第14号様式)により申請があったときは、り災証明書(第15号様式)、その他証明書(第16号様式)を交付することができる。

第8章 雑則

(照会の回答)

第42条 捜査機関その他関係機関から照会があったときは、署長が回答を行うものとする。

2 前項の回答を行った場合は、局長へ報告するものとする。

3 回答をする場合には、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)及び那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)に規定する個人情報の保護等に十分配慮しなければならない。

（調査書類の保存）

第43条 この規程に基づき作成した調査書類は、那覇市消防局文書取扱規程（平成10年那覇市消防本部訓令第7号）により整理し、保存するものとする。

（参考人又は証人としての出廷等）

第44条 調査員は、調査に関して捜査機関から参考人として出頭を要請され、又は裁判所から証人等として召喚を受けたときは、署長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた署長は、調査員の出廷等について局長に内容の説明を行い、許可を得なければならない。

（爆発事故の調査）

第45条 爆発事故に係る調査及び原因の判定については、この規程を準用する。

（委任）

第46条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2 那覇市火災調査規程（昭和61年消防本部訓令第5号）は廃止する。

第1号様式

[illegible]

第3号様式

[illegible]

第4号様式

[illegible]

第 4 号の 2 様式

略式火災原因判定書	
表記の火災について、本職は次のとおり判定した。	
年 月 日	
所 属 階級 氏名	
印	
出火日時	年 月 日 時 分頃
出火場所	那覇市
実況見分	年 月 日 時 分開始
日 時	年 月 日 時 分終了
立会人	
判定結果	☐ 断定 ☐ 判定 ☐ 推定
焼損物	
判定理由	
関係者等の供述	
録取日時	年 月 日 時 分～ 時 分
録取場所	
供述者	

第 4 号の 2 様式

位 置 図



備 考



第5号様式

那 消 第 号
年 月 日

鑑 識
鑑 定
依 頼 書
様

那 覇 市 消 防 署 長

下記の者の提出した資料 は、火災調査の
ため必要がありますので、次の事項について を依頼します。

記

住 所
氏 名

依 頼 事 項

第6号様式（表）

り 災 届 出 書

年 月 日

那 覇 市 消 防 署 長 様

り 災 者

住 所

氏 名

印

下記のとおり相違ありません。

り 災 場 所		那 覇 市		
建 物 名 称			責 任 者 氏 名	
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	年 齢	職 業
	火 災 保 険	被 保 険 物 件	契 約 会 社	
建 物				
家 財				
そ の 他				
合 計				
り 災 後 の 連 絡 方 法	住 所			
	電 話			

不動産(建物)				
建物構造	屋根	外壁	階数	建築面積
				m ²
延べ面積	(坪)単価	価額	建築(取得)年月日	
m ²	千円	千円		

[illegible]

※記入欄が足りない場合は別紙に記入して下さい

第 7 号様式

那 覇 市 消 防 局 達 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那 覇 市 消 防 局 長

火 災 調 査 関 係 資 料 提 出 命 令 書

年 月 日 那 覇 市 に
おいて発生した火災調査のため必要があるので、次の資料を 年
月 日までに 消防署へ提出するよう消防法第 条第 項
の規定に基づき命令します。

記

第8号様式

年 月 日

那 覇 市 消 防 署 長 様

提 出 者

住 所

氏 名

火 災 調 査 関 係 資 料 提 出 書

年 月 日 那 覇 市 に

において発生した火災調査のため必要な資料として、次の物を提出します。

なお、用済のうえは、返してください。

適宜処分してください。

記

第9号様式

年 月 日

様

那 覇 市 消 防 署 長

火災調査関係資料保管書

年 月 日 那 覇 市

において発生した火災について、あなたから提出された次の資料を当消防署に保管しました。

記

第10号様式

年 月 日

那 覇 市 消 防 署 長 様

住 所

氏 名 印

火 災 調 査 関 係 資 料 引 受 書

年 月 日 提 出 し た 次 の 物 の 返 還 を う け ま し た 。

記

(表)

第11号様式

火災番号

平成 年 月 日

火 災 調 査 書

所 属
階級・氏名

出火日時	平成 年 月 日 () 時 分 頃				覚知	月 日 時 分				
火災種別					放水開始	月 日 時 分				
覚知方法					鎮圧	月 日 時 分				
					鎮火	月 日 時 分				
火 元	出火場所									
	事業所		業態			用途				
	氏名	(歳)			職 業			火元区分		
	住所				焼損程度					
	建物名称			構造				階数	地上 階	地下 階
	面 積	建	m ²	焼損床面積		m ²		用途地域		
焼損表面積				m ²		防火地域				
延		m ²	令別表1 区 分				特別防災 区 域			
活 動	初期消火用具				出動延べ 人 員	吏員 人		直近署所からの 直線距離		
	放水した ポンプ台数	台	主として使 用した水利	消防隊 消防団		団員 人		m		

(裏)

気象	天 候		気 温	℃	湿 度	相 対	%
	風 向		積 雪	cm	実 効		%
	風 速	m/s	火災警報		気象注意報		
原 因	発 火 源		経 過		着 火 物		出 火 箇 所
損 害	焼 損 棟 数			り災世帯	り災人員	損 害 額 (千 円)	
	全 焼		全損			建 建 物	
	半 焼		半損			物 収容物	
	部分焼		小損			車両船舶等	
	ぼ や		計			計	
	計					焼損床面積	m ²
			死者(人)	負傷者と程度	焼損表面積	m ²	
	職 員				焼損物件		
	団 員						
	応急消火義務者						
	消防協力者						
	そ の 他						
	計						
摘 要							

第12号様式（表）

火災速報

消防局（署）長 様

年 月 日

階級 氏名

火災種別		1建物 2林野 3車両 4船舶 5航空機 6その他					
出火場所		那覇市					
出火日時		月 日 時 分頃		鎮圧時間		月 日 時 分頃	
覚知日時		月 日 時 分頃		鎮火時間		月 日 時 分頃	
火 元	用 途			業 態			
	事 業 所 名						
	代 表 者 名				電 話		
	構 造	造 階建て		建 築 面 積		㎡	
	出 火 箇 所			延 べ 面 積		㎡	
	焼 損 程 度			焼 損 面 積		㎡	
類 焼	焼 損 棟 数	全 焼		半 焼		部 分 焼	
		棟		棟		棟	
り 災 世 帯		世 帯				り 災 人 員	
死 傷 者		消 防 吏 員		消 防 団 員		そ の 他 の 者	
	負 傷 者	人		人		人	
	死 者	人		人		人	

第12号様式（裏）

消防活動状況（到着時の延焼状況、開口部状況、破壊状況、その他）

図解（平面図）

第13号様式

り災証明交付申請書	
年 月 日	
那覇市 消防署長 様	
申請者	
氏名 _____ 印	
住所 _____	
電話 _____	
下記により、り災しましたので証明願います。	
り災年月日	年 月 日 () 時 分頃
り災場所	那覇市
り災した物件と申請者との関係	1 所有者 2 管理者 3 占有者 4 その他 ()
提出先及び提出する理由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 電話会社 5 その他 () ア 固定資産減失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求 エ その他 () (通)
記入方法 1 申請者の住所は、いま住んでいるところを記入して下さい。 2 「り災場所」欄は、できるだけ詳しく記入して下さい。 3 「り災した物件と申請者との関係」欄は、該当事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入して下さい。 4 「提出先及び提出する理由」欄は、該当事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入して下さい。	

第14号様式

その他証明交付申請書			
		年	月 日
那 覇 市	消 防 署 長	様	
		願出人	
		氏 名	_____ 印
		住 所	_____

		職 業	_____
		電 話	_____
年		月	日、那覇市
丁 目		番	号
		で発生	
した	について、次の事項を証明願います。		
記			

第15号様式

		那 消 第 号 年 月 日
り 災 証 明 書		
現 住 所		
氏 名		
那 覇 市 消 防 署 長		
下 記 の と お り 相 違 い を 証 明 し ま す 。		
り 災 年 月 日	年 月 日 ()	時 分 頃
り 災 場 所	那 覇 市	
り 災 種 別	火 災 爆 発 震 災 に 伴 う 火 災	
り 災 物 件	建 物 (住 居 工 場 倉 庫 店 舗 そ の 他) 家 財 (商 品 附 属 物 機 械 類 そ の 他) そ の 他 ()	
焼 損 程 度	全 焼 半 焼 部 分 焼 ぼ や	
り 災 程 度	全 損 半 損 小 損 水 損	
り 災 物 件 と 申 請 者 と の 関 係	所 有 者 管 理 者 占 有 者 そ の 他 ()	
そ の 他 必 要 事 項		

第16号様式

		那 消 第 号 年 月 日
その他証明書		
現住所		
氏 名		
那 覇 市 消 防 署 長		
下記のとおり相違ないことを証明します。		
日	時	年 月 日
場 所	那 覇 市	
証 明 事 項		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 35 号

平 成 2 7 年 1 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
433	株式会社美らホーム 沖縄	宜野湾市真栄原三丁目 20 番 13 号	與那嶺 夏紀	平成 27 年 1 月 15 日

那覇市上下水道局告示第 36 号

平 成 2 7 年 1 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
0179	有限会社 首里土木	那覇市首里金城町四丁目 9 番地の 3	高良 忠良

那覇市上下水道局告示第 37 号

平 成 2 7 年 1 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
418	株式会社 新生実業	那覇市樋川一丁目 11 番 11 号	又吉 優子

那覇市上下水道局告示第 40 号

平 成 2 7 年 1 月 2 8 日

掲 示 済

那覇市流域関連公共下水道事業計画変更の公示について

下水道法施行令（昭和三十四年四月二十二日政令第百四十七号）第 3 条の規定に基づき、那覇市流域関連公共下水道事業計画変更に関して、次のとおり公示に供する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

- 1 施行者の名称
那覇市
- 2 下水道事業の種類
那覇市流域関連公共下水道事業
- 3 処理区名称
中部流域下水道那覇処理区
- 4 変更内容
事業期間の延長（平成 27 年 3 月 31 日→平成 29 年 3 月 31 日）
沖縄県中部流域下水道事業への整合に伴うフレーム原単位等の変更
再生水配水区域の追加変更
- 5 完了予定年月日
平成 29 年 3 月 31 日
- 6 意見提出の要領
これらの事項に関しご意見のある方は、平成 27 年 2 月 12 日（木）までにつぎのあて先に申し出てください。

〒900-0006 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号 下水道課

T E L 098-941-7808

F A X 098-941-7828

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第1号

平成27年1月26日

公 布 済

那覇市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 添 石 幸 伸

那覇市就学援助規則の一部を改正する規則

那覇市就学援助規則(平成17年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(就学援助の対象者) 第2条 就学援助を受けることができる者は、那覇市内に居住する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定により那覇市立の小学校若しくは中学校に在学する児童若しくは生徒の保護者であって、次の各号の一に該当するものとする。 (1)～(2) [略]	(就学援助の対象者) 第2条 就学援助を受けることができる者は、那覇市内に居住し、かつ、那覇市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒(他の地方公共団体又は国立大学法人が設置する小学校又は中学校に在学する児童及び生徒を含む。)の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定により那覇市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 83 号

平 成 2 7 年 2 月 1 6 日

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 26 年 11 月 16 日執行の那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- 1 選挙の種類 平成 26 年 11 月 16 日執行 那覇市長選挙
 - （1）公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
1 8 , 6 0 0 , 0 0 0 円

(2)報告書の要旨

候補者氏名	城間 幹子	所属党派	無所属	期間 11月1日 から 12月1日 まで
出納責任者	鎌田 耕			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
笑顔かがやくうまんちゅ市民の会		3,000,000	人件費	594,500
			家屋費	347,900
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	536,760
			広告費	1,148,340
			文具費	39,981
			食料費	66,000
			宿泊費	0
			雑費	0
今回計		3,000,000	今回計	2,733,481
前回計		0	前回計	0
総 計		3,000,000	総 計	2,733,481
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			272,160
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日		平成26年12月1日		第1回報告分

備考 支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 272160円 が計上されています。

候補者氏名	与世田 兼稔	所属党派	無所属	期間 11月9日 から 11月15日 まで
出納責任者	大里 剛			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
平和で豊かな国際観光都市那覇を作る会		5,843,613	人件費	1,177,640
			家屋費	1,983,188
			通信費	597,020
			交通費	17,640
			印刷費	238,650
			広告費	808,760
			文具費	278,495
			食料費	96,464
			休泊費	43,000
			雑費	163,163
今回計		5,843,613	今回計	5,404,020
前回計		0	前回計	0
総 計		5,843,613	総 計	5,404,020
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			467,650
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日		平成26年12月1日		第1回報告分

候補者氏名	与世田 兼稔	所属党派	無所属	期間 12月2日 から 12月19日 まで
出納責任者	大里 剛			第2回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
			人件費	0
			家屋費	25,920
			通信費	219,108
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			宿泊費	0
			雑費	137,054
今回計		0	今回計	382,082
前回計		5,843,613	前回計	5,404,020
総 計		5,843,613	総 計	5,786,102
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			467,650
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計				
報告書受理年月日		平成26年12月26日		第2回報告分

2 選挙の種類 平成26年11月16日執行 那覇市議会議員補欠選挙

(1)公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額

5, 363, 400円

(2)報告書の要旨

候補者氏名	新垣 淑豊	所属党派	自由民主党	期間 11月9日 から 12月1日 まで
出納責任者	新垣 正枝			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
自由民主党沖縄県支部連合会		100,000	人件費	491,000
新垣よしと後援会		1,480,000		
			家屋費	237,600
			通信費	9,683
			交通費	41,470
			印刷費	913,636
			広告費	199,800
			文具費	10,584
			食料費	20,750
			休泊費	0
			雑費	8,870
今回計		1,580,000	今回計	1,933,393
前回計		0	前回計	0
総 計		1,580,000	総 計	1,933,393
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			467,650
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日		平成26年12月1日		第1回報告分

備考 支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 467650円 が計上されています。

候補者氏名	内海 恵美子	所属党派	無所属	期間 10月21日 から 12月1日 まで
出納責任者	内海 正三			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
加藤 新吾	自営業	20,000	人件費	500,000
その他の寄付(8件)		68,000		
その他の収入(自己資金)		1,000,000	家屋費	103,000
			通信費	34,126
			交通費	16,553
			印刷費	637,500
			広告費	168,912
			文具費	30,248
			食料費	49,244
			宿泊費	0
			雑費	12,650
今回計		1,088,000	今回計	1,552,233
前回計		0	前回計	0
総 計		1,088,000	総 計	1,552,233
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常業書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			467,650
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計			
報告書受理年月日		平成26年12月1日		第1回報告分

備考 支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 467650円 が計上されています。

候補者氏名	金城 敏雄	所属党派	自由民主党	期間 11月9日 から 11月15日 まで
出納責任者	金城 京子			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
その他の収入(自己資金)		1,000,000	人件費	0
自民党(寄付)		100,000		
			家屋費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	467,650
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			宿泊費	0
			雑費	0
今回計		1,100,000	今回計	467,650
前回計		0	前回計	0
総 計		1,100,000	総 計	467,650
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			467,650
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計				
報告書受理年月日		平成27年1月9日		第1回報告分

備考 支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 467650円 が計上されています。

候補者氏名	永山 盛太郎	所属党派	無所属	期間 11月9日 から 11月15日 まで
出納責任者	永山 盛廣			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
山川 宗司	無職	30,000	人件費	445,000
永山 盛廣	無職	30,000		
その他の寄付(22件)		180,000	家屋費	494,400
その他収入(自己資金)		2,534,159		
			通信費	90,176
			交通費	0
			印刷費	1,507,906
			広告費	536,604
			文具費	27,467
			食料費	33,213
			休泊費	0
			雑費	107,043
今回計		2,774,159	今回計	3,241,809
前回計		0	前回計	0
総 計		2,774,159	総 計	3,241,809
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			467,650
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計				
報告書受理年月日		平成26年11月26日		第1回報告分

備考 支出額にはポスター印刷代(公費負担分) 467650円 が計上されています。

候補者氏名	屋良 朝助	所属党派	かりゆしクラブ	期間 10月8日 から 12月1日 まで
出納責任者	屋良 朝助			第1回報告分
収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	職 業	金額(円)	費 目	金額(円)
その他の収入(自己資金)				
		156,875	人件費	0
			家屋費	78,000
			通信費	10,000
			交通費	6,660
			印刷費	0
			広告費	46,014
			文具費	0
			食料費	0
			宿泊費	0
			雑費	16,201
今回計		156,875	今回計	156,875
前回計		0	前回計	0
総 計		156,875	総 計	156,875
支出のうち公費 負担相当額	項 目			金 額
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成			465,660
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
計				
報告書受理年月日		平成26年12月1日		第1回報告分

那覇市選挙管理委員会告示第 84 号
平 成 2 7 年 2 月 1 6 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月 3 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 85 号
平 成 2 7 年 2 月 1 6 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定により、平成 27 年 3 月 3 日から同年 3 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 86 号

平 成 2 7 年 2 月 1 6 日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 11 条に基づき準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により平成 27 年 1 月 1 日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成 27 年 2 月 23 日から同年 3 月 9 日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局